

令和6年10月から 児童手当の制度が変わります！

※支給にあたっては、手続きが不要な場合と必要な場合があります。
必ず裏面の支給手続きをご確認ください。

夢は、南の果てにある。

太陽と海と野生動物。天然づくし、くしまし。



○変更内容について

内容	現行			令和6年10月分～		
支給対象児童	中学校卒業までの児童 (15歳到達後の最初の3月31日まで)			<u>高校卒業まで</u> の児童 (18歳到達後の最初の3月31日まで)		
所得制限	所得制限あり			所得制限 <u>なし(撤廃)</u>		
支給額	児童年齢	児童手当の額		児童年齢	児童手当の額	
		第1・2子	第3子以降		第1・2子	<u>第3子以降</u>
	3歳未満	15,000円(一律)		3歳未満	15,000円	<u>30,000円</u>
	3歳～ 小学校終了前	10,000円	15,000円	3歳～ <u>高校生</u>	<u>10,000円</u>	
	中学生	10,000円(一律)				
所得制限以上	5,000円(特例給付・一律)					
算定児童	高校卒業までの児童			<u>22歳年度末まで</u> の児童		
支払期月	年に3回支給 (6月、10月、2月) →各前月までの4カ月分を支給 例)6月の支給日には、2～5月分の手当を支給			年に <u>6回</u> 支給 (<u>12月、2月、4月、6月、8月、10月</u>) →各前月までの <u>2カ月分</u> を支給 例)12月の支給日には、10～11月分の手当を支給		

○算定児童の年齢拡充による算定方法について

算定児童が18歳～22歳(平成14年4月2日生まれ～平成18年4月1日生まれ)の児童となります。

◇ 算 定 例 ◇	21歳、16歳、11歳の3人の子どもを養育している方の場合			23歳、16歳、11歳の3人の子どもを養育している方の場合		
	児童年齢	算定	支給金額	児童年齢	算定	支給金額(円)
	21歳	第1子	10,000円	23歳	第1子	10,000円
	16歳	第2子		16歳		
	11歳	第3子	30,000円	11歳	第2子	10,000円

○手続受付期間について

9月2日(月曜日)～10月31日(木曜日)



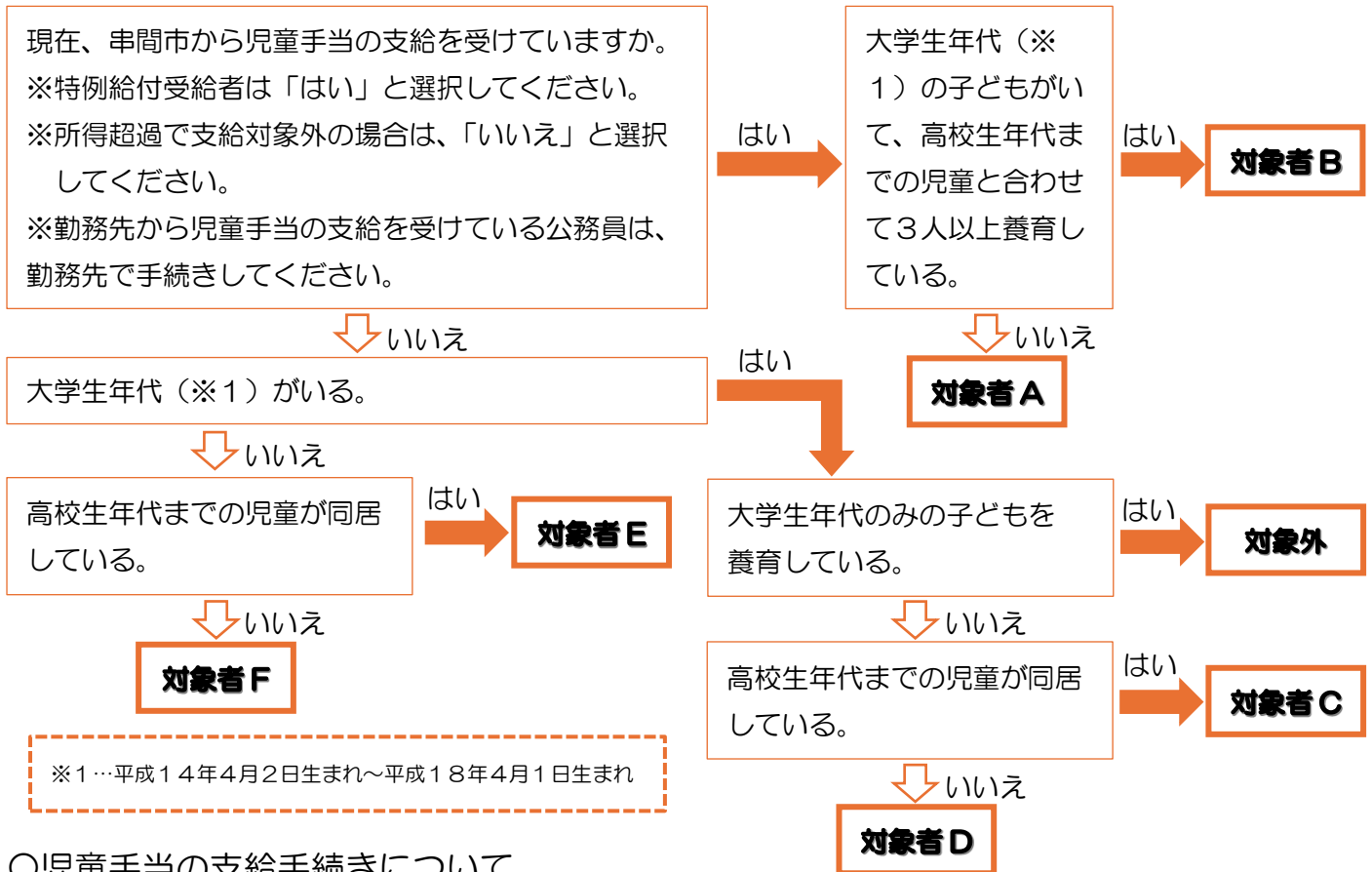
なお、期間を過ぎても令和7年3月31日まで(必着)に手続きがあった場合は、支給月は遅れますが、令和6年10月分から遡って支給します。令和7年4月1日以降の手続きとなる場合は申請月の翌月分からの支給となりますのでご注意ください。

○お問い合わせは下記までお電話ください。

串間市福祉事務所こども家庭センターこども政策係

0987-72-1123 (受付時間：平日8:30～17:15)

○児童手当制度改正に伴う支給要件確認フローチャート



○児童手当の支給手続きについて

- 対象者 A** ※高校生年代までの児童と別居している場合は「別居監護申立書」の提出が必要です。
手続不要です。高校生年代の児童がいる世帯や第3子以降の児童がいる世帯、特例給付を受給している世帯で総額対象となる場合は、**職権で増額**とし、額改定認定通知書を令和6年12月の支給日までに送付します。
- 対象者 B** ※高校生年代までの児童と別居している場合は「別居監護申立書」の提出が必要です。
手続きが必要です。「**監護相当・生計費の負担についての確認書（児童が3人以上いる場合のみ）**」を提出してください。
- 対象者 C**
手続きが必要です。「**児童手当認定請求書**」「**監護相当・生計費の負担についての確認書（児童が3人以上いる場合のみ）**」を提出してください。
- 対象者 D**
手続きが必要です。「**児童手当認定請求書**」「**別居監護申立書（高校生年代までの児童と別居している場合のみ）**」「**監護相当・生計費の負担についての確認書（児童が3人以上いる場合のみ）**」を提出してください。
- 対象者 E**
手続きが必要です。「**児童手当認定請求書**」を提出してください。
- 対象者 F**
手続きが必要です。「**児童手当認定請求書**」「**別居監護申立書（高校生年代までの児童と別居している場合のみ）**」を提出してください。

○手続きに必要な添付書類※請求者は保護者（父または母、未成年後見人など）のうち、所得が高い方となります。

- ・請求者名義の通帳
- ・請求者及び配偶者のマイナンバーカード
- ・串間市外に住んでいる児童を養育している世帯 → 児童のマイナンバーカード
- ・大学生年代の子どもがいて、高校卒業までの児童と合わせて3人以上養育している世帯 → 大学生年代の子どものマイナンバーカード